

## 藤沢市教育委員会 11 月定例会会議録

日 時 2014 年（平成 26 年）11 月 19 日（水）  
午後 3 時  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 議 事
  - (1) 議案第 3 1 号 市議会定例会提出議案（平成 26 年度藤沢市一般会計補正予算（第 5 号））に同意することについて
  - (2) 議案第 3 2 号 市議会定例会提出議案（藤沢市学校給食費に関する条例の制定について）に同意することについて
  - (3) 議案第 3 3 号 藤沢市立学校教職員服務規程の制定について
  - (4) 議案第 3 4 号 第一中学校の通学区域の一部変更について
- 5 その他
  - (1) 学校生活についてのアンケート調査の結果について
  - (2) 平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果について
  - (3) 藤沢市教育振興基本計画の改定素案について
  - (4) 教育委員会制度の改正について
  - (5) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について
  - (6) 藤沢市スポーツ振興基本計画の見直しについて
  - (7) （仮称）天神スポーツ広場の整備等について
  - (8) 藤沢市民オペラの今後の方向性について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 阪 井 祐 基 子  
4 番 関 野 真 一 郎  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	渡 部 敏 夫	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 田 正 彦	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	小 林 誠 二	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	杉 山 哲 己	生涯学習部参事	小 野 政 行
教育部参事	村 上 孝 行	総合市民図書館長	栗 原 かほる
教育部参事	神 尾 友 美	教育指導課長	小 木 曾 貴 洋
学校施設課長	佐 藤 謙 一	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	佐 藤 繁	スポーツ推進課主幹	牧 野 行 雄
学校教育企画課主幹	石 井 宏 樹	教育指導課主幹	松 原 保
学務保健課主幹	小 池 規 子	学務保健課主幹	中 村 大
学校給食課主幹	村 越 恭 子	生涯学習総務課課長補佐	中 川 あをい
教育指導課指導主事	窪 島 義 浩	文化芸術課課長補佐	吉 村 通
教育指導課指導主事	北 野 博 三	学校給食課課長補佐	藤 岡 健 一
書 記	西 山 勝 弘		

午後3時00分 開会

井上委員長

ただいまから藤沢市教育委員会11月定例会を開会いたします。

それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、2番・小竹委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、2番・小竹委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。何かありますか。

特にないようですので、このとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、このとおり了承することといたします。

議事に入ります前に、議案第31号市議会定例会提出議案(平成26年度藤沢市一般会計補正予算(第5号))に同意することについて、議案第32号市議会定例会提出議案(藤沢市学校給食費に関する条例の制定)に同意することについては、藤沢市議会定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項のただし書の規定により、非公開での審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

ご異議がないようですので、議案第31号、第32号は後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

これより議事に入ります。

議案第33号藤沢市立学校教職員服務規程の制定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

村上教育部参事

議案第33号藤沢市立学校教職員服務規程の制定についてご説明申し上げます。服務規程とは、仕事に従事する者が守るべき事項を定めた規則で、服務規則のことです。藤沢市立学校に勤務する県費負担教職員の服務監督について、県費負担教職員の任命権は、指定都市を除いて都道府県教育委員会に属しておりますが、本来、市町村の公務員であり、市町村教育委員会がそのサービスの監督にあたります。現在は地方公務員法、教育公務員特例法及びその他の関係法令や県の学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例・規則や、県立学校職員服務規程等の教育関係例規に基づき、市立学校の教職員の服務について監督をしております。

また、「教職員サービスの手引き」を作成し、休暇や研修等のサービス監督を行っております。しかし、地方公務員の労働関係に関する法律案が2012年（平成24年）11月に国会に提出され、その中には協約締結権の付与がうたわれており、関係団体から協約締結の際には藤沢市立学校教職員のサービス規程が必要であり、作成の要望がございました。また、事故、不祥事が続く中で、改めて市内の教職員の規範意識を高めるためにも藤沢市のサービス規程の作成が必要であり、「新・行財政改革 実行プラン」において、藤沢市立学校教職員サービス規程の作成を提示いたしました。そのため、その作成に当たって必要な事項を審議するために、「藤沢市立学校教職員サービス規程検討委員会」を設置いたしました。その後、検討委員会において、事務局が提示した「藤沢市立学校教職員サービス規程」の原案について検討を行い、加除修正を加え、確定したものを法務課に提示し、藤沢市職員サービス規程とのすり合わせを行い、確定いたしました。以上のことから、藤沢市立学校教職員サービス規程を平成27年4月1日より施行するため、藤沢市立学校教職員サービス規程の制定についての議案を教育委員会会議に提出し、決定された後、制定を行うものです。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

井上委員長

事務局の説明が終わりました。議案第33号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員

サービス規程をつくることは非常にありがたいと思います。このサービス規程をつくと、教職員たちは職場に着任したときに、その内容について読み合わせていると思いますけれども、その確認はどのようなタイミングで行っているのか、お聞かせください。また、第29条に「職員のサービスに関し必要な事項は「教職員サービスの手引き」等による」とありますが、「教職員サービスの手引き」の中に、昨今言われているセクシャルハラスメントやパワーハラスメントについての詳細が書いてあるのかどうか、それから秘密保持の遵守についてはどのように取扱われているのか、教えていただきたいと思います。昨日も教職員の逮捕というゆゆしき事態が起きています。先月もそのような報告を聞いたと思いますが、2ヵ月続けてモラル、法令遵守に違反するような行為が続いているというところも勘案して、具体的に何回ぐらいこの文書を職員に周知徹底しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

村上教育部参事

サービス規程の文書については、検討委員会の中で、教職員代表、校長会代表その他事務局で審議されておまして、まだ各職員には提示されておりません。今回決定しましたら、まず校長会等で校長たちに周知し、その後、各職員に配付をお願いし、周知徹底を図っていく所存です。

また、「教職員服務の手引き」については、休暇や研修等の手続き等が記載されておりまして、セクシャルハラスメント、個人情報等については記載されておりません。

吉田教育部長

補足いたします。阪井委員のご質問は、教職員が任用されたときにどのような服務の指導が入っているかということだろうと思うのですが、任用されますと、初任者研修として任命権者の県教育委員会の研修がございます。それから市も初任者研修等により、服務の規律一般について研修を積ませるといったプログラムが用意されております。

また、服務の内容等について、例えばセクシャルハラスメントやパワーハラスメント、秘密保持といったことにつきましては、事故防止研修会を夏に学務保健課が主催しておりまして、各学校から2名代表が出席します。それから学校運営研修会、これは中心的に活動する教職員を各学校2名集め、事故の防止や学校運営等に関しての説明と研修を行います。その中に「懲戒処分の手引き」という県の基準がありますので、それを示しながら、こういったことが懲戒の基準になるということを説明しまして、その職員が学校に戻りまして復命し、また職員会議等で報告をするということを毎年行っております。また、手引きの中には出ていない事故が起こった場合については、そういったことを徹底するための資料、職場で議論するための資料や研修資料等を送っております。そのような形で事故防止については進めている次第です。

それから各学校におきましては、事故防止会議を月に1回実施しております。これは学校に送りました研修資料、また、新聞等で報道されました本市または他市の事件事例を踏まえて、校長が中心となりまして、各学校の事故防止会議で研修を深めるとしております。

阪井委員

服務規程をつくることによって規範意識を高めようという取り組みで、今回作られるのだと思います。それは一歩前進という意味では素晴らしいことと思いますが、紙に書いた書類1枚ではなくて、規範意識を高めていくという取り組みを各学校で、事故防止会議のように月に1回定期的にやっているものもあるでしょうが、初任で入られた教職員に読み合わせをするような形で周知徹底していただければありがたいと思います。今回いろいろな事故が起こっていて、本人の心の油断というところがあるかと思えますけれども、毎日、先生を信頼し、先生のようになりたいと目標にして頑張っている子どもたちが、先生が逮捕されたとなると、非常に信頼を失墜してしまうことになると思います。1人の教職員の事故が市全体にとられてしまうようなことになるのは、非常に残念なことだと思います。校長会や学校だけに「やってください」ではなく、やった結果を報告していただ

くような形を取って徹底していくことが、このような不祥事の防止にも繋がると思っていますので、よろしく願いいたします。

吉田教育部長 　　サービス規程を制定しましたが、委員のご指摘いただきましたように、私どもとしても読み合わせ等を徹底していく所存でございます。同時に、今回、新聞で報道されたような不祥事につきましては、若手の職員の不祥事が多いということですので、意識の啓発、職業倫理の徹底といったことで社会人としてどう行動すればよいのかといったことも含めて、学校長が若手職員には面談するというような形で事故防止に進めてまいりたいと考えております。

吉田委員 　　このたびの事件を踏まえて教育委員会として、また教育長として大変責任を感じているところです。実際に講義をするとか、話をするということではなくて、教職員のメンバーがそれぞれに話し合いをしたり、実体験あるいはロールプレーというような形を取って、実際のことをシミュレーションしながら対応していくことも必要ではないかと思っておりますし、毎月学校から上がってくる事故防止会議の報告などを見ていると、具体例について話し合いをしたり、どういうふうにしていったらいいかということを経験者がお互いに考えている姿が見て取れます。それから実際に自分の行動を振り返るようなチェックシートをつくって、自分の生活、学校での子どもへの対応の仕方等を自分自身もしっかりチェックして、規範意識を高めていこうということも見て取れますので、そういった具体的な方策をどんどん推進して行って、自分で自覚ができるような事故防止会議なり研修なりを行っていきたいと考えているところです。

阪井委員 　　いろいろ前向きなご意見を聞いて少し安心しましたがけれども、他市のものが新聞に載っていないところに藤沢市ばかりどうしてこんなに問題が起こるのだろうかと思えます。若い先生がいるのは他市も同じなのに、藤沢市だけ、年明けてからも何件かあります。県からの処分も出ておるといところで、私たちもう一度襟を正して、子どもや保護者のために信頼される学校をつくっていかねばいけないと思えます。学校を回っても先生たちの服装も数年前よりもきちんとした形で、研究授業のときなどでもネクタイを締めている先生も多くなっていると感じます。ただ、いつも心の中に自分が教員であるという気持ちを根づかせていくことはとても大事だと思います。学校の門を1歩出たら私人になるのではなく、教員なんだという意識を持っていただくことを徹底していかねばいけないと思えます。夢を持って教員になられた若い先生が、途中で将来をなくしてしまうようなことが、これからはないようにお願いいたします。

井上委員長 　　これをスタートにして、法令遵守はもちろんモラルの向上等に努めてい

ただきたいと思います。

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長        それでは、議案第 33 号藤沢市立学校教職員服務規定の制定については、  
原案のとおり決定いたします。

×××

井上委員長        次に、議案第 34 号第一中学校の通学区域の一部変更についてを上程い  
たします。事務局の説明を求めます。

村上教育部参事    議案第 34 号第一中学校の通学区域の一部変更についてご説明申し上げ  
ます。議案書の地図をお開きください。今回、通学区域の変更を提案して  
いる区域は、地図の丸印の部分です。この区域は、小学校は本町小学校、  
中学校は大清水中学校の通学区域となっております。当該通学区域につい  
ては、先般、7月にこの区域のカサヴェール湘南アゼリア自治会と、カサ  
ヴェール湘南ベゴニア自治会より要望書が提出されました。内容といたし  
ましては、本町小学校の卒業生の大部分が第一中学校に入学しており、大  
清水中学校に入学する児童は極めて少数となっております。子どもの精神的負  
担を考慮し、両自治会の児童も第一中学校に通学できるよう通学区域の変  
更の要望がございました。

現況ですが、本町小学校の卒業生は、中学校は第一中学校か大清水中  
学校に就学指定されますが、大清水中学校に指定される児童は、この両自  
治会の児童のみとなっております。ここ数年は2名から3名程度の極めて少  
数となっております。このように大部分の児童が第一中学校に入学いたし  
ますが、この区域の2名から3名程度の児童のみが大清水中学校に入学す  
ることとなっております。従来、学区を変更する場合は、地域の自治会・町  
内会、また保護者からの意見・要望等について、学校の収容能力、地域  
の実態を踏まえて総合的に判断しております。今回、要望のありました区  
域の中学校に入学する児童数は、ここ数年とほぼ同様に少数であると見込  
んでおり、受け入れ先である第一中学校の収容能力には影響は与えないと  
考えております。昨今、いじめや不登校といった教育の諸課題が新聞、  
テレビ等で報道されている中、中学校入学に不安を抱いている児童、保  
護者は少なくないと考えております。以上のことから、総合的に検討した  
結果、当該通学区域を現行の大清水中学校から第一中学校に変更するこ  
とを提案するものです。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

井上委員長        事務局の説明が終わりました。議案第 34 号につきまして、ご意見・ご

質問がありましたらお願いいたします。

阪井委員

このたび保護者、自治会からの要望で通学区域の変更になっているかと思えます。通学区域の変更もここ1年ぐらいの間に幾つかあったかと思えます。石川小学校があり、辻堂小学校のSSTのものが先月ありましたが、今回は大清水中学校となりました。藤沢市の環境も大きなマンションが建ったり、土地開発が進んだりと大きく変わってくるかと思えます。このような学区の見直しということを具体的に担当している課は、どういった調査をしているのか教えていただきたいです。要望があるまでやっていないのか、それとも事前にこういうふうに変わっていくのではないかという予測的なものとして資料をつくっている課があるのかどうか、教えてください。

中村学務保健課主幹

藤沢市教育振興基本計画の中の自主事業の1つとして、適正配置研究事業があります。その中で学務保健課と教育委員会に関係する各課と、藤沢市全体の中で適正な配置かどうかを研究事業として取り組んでおります。

阪井委員

児童が安定して就学先が決まっていることは大事なことと思えますので、これからもよろしく願います。

井上委員長

他にありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長

それでは、議案第34号第一中学校の通学区域の一部変更については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長

その他に入ります。

(1) 学校生活についてのアンケート調査の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長

それでは、学校生活についてのアンケート調査の結果についてご報告いたします。(資料参照)

1 調査の概要 (1) 調査目的は、学校生活のアンケート調査を、各学校においては、児童生徒の実態を把握し指導に生かすこと、教育委員会においては、藤沢市全体の傾向を把握して今後の施策に反映することを目的として、全児童生徒を対象に実施したものです。(2) 実施時期 (3) 調査対象、(4) 調査、回収方法については表記のとおりです。

(5) 調査内容として、設問1から設問4は、学校生活の中で嫌なこと、設問5は自己の行動の見直し、設問6から設問8は、周囲の児童生徒の意識という3つの観点を柱に調査しております。

2 調査結果の分析の観点、本アンケート調査結果を分析するにあたり、(1) 過去3年間で当該学年の児童生徒がどのように変化していったかつかみやすいように、その学年の3年間分の数値を並べてグラフ化する、(2) 近年問題視されることが増えている、パソコン、携帯電話、スマートフォン等に関わる割合の変化、(3) 嫌な思いをしている児童生徒と嫌な思いをさせた児童生徒、嫌な思いをしている児童生徒を見たり聞いたりした児童生徒の割合の比較、以上、3点の観点を設けております。

3 調査結果の分析と考察は、過去3年間にわたる推移がつかめるよう、「はい」と答えた児童生徒の割合を表と棒グラフで示しております。グラフの見方は、下に現在の学年が示されております。例えば設問1の(1)「ひやかされたり、からかわれたり、嫌がることを言われた」のグラフと表を見ますと、「6年」と記載されているグラフは、現在の小学校6年生が、平成24年度のときは4年生で31.7%、平成25年度のときは5年生になり、24.4%、平成26年度は6年生になり、17.4%と推移したことをあらわしており、下の表に数値も記載しております。

各設問の全体的な傾向として、各設問の考察については、右下に記載しておりますのでご覧ください。設問1は、「学校生活の中で嫌な思いをしている児童生徒」についてです。多くの設問、多くの学年でいじめに対する数値が減少傾向となっております。例えば(1)「ひやかされたり、からかわれたり、嫌がることを言われた」という質問では、今年度の中学3年生は14.7%の生徒が「はい」と回答しておりますが、平成24年度に中学1年生だったときは31.6%もの生徒が「はい」と回答しており、3年間で大きく減少したことがわかります。この傾向は、その他の学年や質問項目でも見られます。(6)の「パソコンや携帯電話、スマートフォンで悪口を言われたり、書き込まれたりした」という質問については、経年比較においては概ね減少傾向が見られますが、小学校高学年から増加傾向が見られます。特に中学1年生においては、前年度小学校6年生のときには1.4%だったものが4.2%と大幅な増加となっております。考察の欄にも記載いたしましたが、3年間で全体的に数値が減少した理由としては、学校では教職員が日頃よりきめ細かな対応で児童生徒に寄り添い、真摯に向き合っていること、学校生活アンケートによる児童生徒の実態把握や、各学校における「いじめ防止基本方針」の策定と実践が考えられます。また、教育委員会が実施した「Stop いじめ！中学生の集い in 藤沢」や、いじめ防止講演会などの開催、いじめ相談ホットライン、いじめ相談メールといった相談体制の充実なども考えられます。携帯電話等の数値が増加したことに関しては、中学校への入学を機に、携帯電話等の所持率が急激に増加

することから、携帯電話等を持ち始める前の段階での、小学校高学年の児童だけでなく、その保護者も対象に情報モラル教育を実施していく必要があると考えております。

次に、設問5の「学校生活の中で周りの人に嫌な行為をしたことがある児童生徒」についてです。全体的な傾向として、多くの設問で、設問1と同じく3年間での減少傾向が見られます。先ほどと同じ(1)の質問では、今年度の中学校3年生は16.3%の生徒が「はい」と回答しておりますが、平成24年度に中学1年生だったときには33.4%もの生徒が「はい」と回答しており、やはり3年間で大きく減少したことがわかります。また、(6)のパソコンや携帯電話、スマートフォンについての項目では、設問1と同様に、小学校高学年からの増加傾向が見られます。設問5で回答している「嫌な思いをさせた児童生徒」の割合は、設問1で回答している「嫌なことをされた児童生徒」の割合に比べ、全体的に低い数値となっております。(2)の「仲間はずれにされたり、無視されたりした」という質問で比較して見ますと、平成26年度の小学校低学年児童は、自分がされたと思っているのは10%を超えていますが、自分がしたと思っている児童は5%以下の数値となっております。自分はいじめているつもりがなくても相手にとっては嫌だと感じる場合があり、感じ方がそれぞれ違うことを認識させる必要があります。

設問6は、「周囲の児童生徒が嫌がらせ行為を行っている場面を見たり聞いたりしている児童生徒」についてです。全体的な傾向としては、3年間で減少傾向が見られます。これまでと同じ(1)の質問では、今年度の中学3年生は25.9%の生徒が「はい」と回答しておりますが、平成24年度に中学1年生だったときには44.4%もの生徒が「はい」と回答しており、3年間で大きく減少したことがわかります。(6)のパソコンや携帯電話・スマートフォンについての回答は、中学生の数値が特に大きくなっています。設問1の「自分がされて嫌だったこと」、設問(5)の「自分がしたこと」に比べ、設問6の「見たり、聞いたりしたこと」については、数値が大きくなっています。各学校のいじめ問題に対するさまざまな取り組みにより、児童生徒のいじめについての感度が上がったことと、1つの事案に対して複数の児童生徒からの回答があったと思われることなどから、このような結果になったと考えております。また、中学生の携帯電話等の質問では、10%に近い数値となっております。ネット上の閉ざされた世界での出来事は、学校や保護者が感知しづらいため、見たり、聞いたりした児童生徒からの情報提供によって発覚するケースが多いのが現状です。児童生徒への心の教育とともに、情報モラル教育を推進する必要があります。

す。

4 今後に向けてについて (1) 教育委員会の取り組みについてです。

ア 現在、市長部局において制定に向け検討している「(仮称) 藤沢市子どものいじめ防止条例」をもとに、児童生徒が理解しやすい表現に直した子ども版リーフレットを作成し、いじめの問題に対しての全ての児童生徒が向き合えるよう、意識啓発を行ってまいります。

イ 新たなインターネットトラブル等に対応するために、教職員向け研修会を行います。また、研修会の内容や講師の手配等について学校に情報を提供してまいります。

ウ 「いじめ相談ホットライン」や「いじめ相談メール」についての周知をさらに行い、困っている児童生徒やその保護者が気軽に相談できる体制の充実に努めてまいります。

エ 学校生活アンケートについては、児童生徒の実態を把握するため、教育委員会からは年2回学校に依頼して実施するとともに、学校独自の調査を年1回以上行うことを継続してまいります。

オ 学校生活アンケート調査の分析結果については、積極的に学校に情報を発信し、児童生徒指導に役立ててまいります。

カ いじめ防止対策担当スクールカウンセラーによる研修会と、全校に対して学校訪問を実施いたしました。各学校の課題や問題点を精査し、今後の体制づくりに役立ててまいります。

キ 学校の実態にあわせたいじめ防止の取り組みが実施できるよう、時間短縮版の「いじめ防止教室」と「いじめ防止プログラム」を今後も学校に提供してまいります。

(2) 各学校での取り組みについて ア 各学校は、これからもそれぞれが定めた「学校いじめ防止対策基本方針」に則り、いじめのない学校を目指してまいります。

イ 各学校が道徳教育を行う際に、常に相手の立場に立って考え、お互いに尊重し合える関係作りを意識した実践を取り入れてまいります。

ウ 各学校は「いじめ防止プログラム」や児童会・生徒会での取り組みを推進し、児童生徒が自らいじめの未然防止に取り組めるようしてまいります。

エ 今後は携帯電話だけでなく、携帯型ゲーム機や、インターネット対応の音楽再生プレーヤーなどもスマートフォンと同じような使い方ができるものがあるため、保護者を対象とした情報モラル教育を実施し、児童生徒に対し積極的に情報を提供し、啓発活動に努めてまいります。

井上委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質

問がありましたらお願いいたします。

関野委員 3年間の数値では概ね減少傾向にあるという話でしたが、いろいろな取り組み施策をやられていた中で、これがよかったのではないかというのであれば、教えてください。

北野教育指導課指導主事 ただ今、ご説明しました、学校生活についてのアンケート調査を年2回、教育委員会から依頼して実施しております。それから各学校独自で、学校によっては毎月児童生徒の実態を把握するためにアンケート調査をして、丁寧に児童生徒の実態を把握することが、こういう結果につながっているのではないかと考えております。

関野委員 毎月やられているのですか。

北野教育指導課指導主事 教育委員会からは9月と1月頃の2回、それから学校によっては、独自にもう1回やっているとか、毎月やっている学校もあるというところ です。

関野委員 保護者を対象にした情報モラル教育をやっていくということですが、具体的にどのようにやっていくのか、決まっていたら教えてください。

松原教育指導課主幹 情報モラル教育につきましては、学校によって持ち方もさまざまですけれども、保護者に情報機器の使い方に絡む危険性といった問題をきちんと把握してもらうことが大事であるという認識で、学校においては全校保護者会の前段にタイアップさせるような形で入れ込んで実施したり、PTAの自主活動の中でそのような研修を入れてやっているという学校もありますので、そういった取り組みの割合をこれから増やしていったらいいということを学校の方に投げているという状況です。

関野委員 実際にどのくらいやっているのかという把握はされていないという感じなのでしょうか。今後は、数を把握していくということでしょうか。

松原教育指導課主幹 保護者を対象とした情報モラル教育を実施している学校については、今現在、それほど個数としては広がっていない状況ですので、今後、実施状況については把握していきたいと思います。子どもを対象とした情報モラルについては、ほぼ全校で実施している状況です。

関野委員 極論を言ってしまうと、親が持たせなければいいと思っているので、ぜひ保護者への教育、情報提供を積極的にやっていただきたいと思います。

小木曾教育指導課長 これらのデータについては校長会等でも流していて、情報モラルのところは特に力を入れて説明しております。校長先生の中にはこの情報を得て早く保護者の方に発信して、その情報モラルのことについては呼びかけていきたいというような校長先生もおられるということで、教育指導課としても強く周知をしているところです。

井上委員長 アンケート調査の取り組みに対しては大変詳細な分析がされておしま

すが、それに対して今後に向けてどのように取り組むかということがあります。これらの具体的な実行について、今後もさらに努めていただきたいと思いをします。

井上委員長

他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

(2) 平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果について、事務局の説明を求めます。

小木曾教育指導課長 平成 26 年度全国学力・学習状況調査の結果についてご報告いたします。(資料参照)

1 調査の概要と目的 本調査は、平成 26 年 4 月に、これまでの教育活動や教育施策の成果と課題等を把握・検証し、今後の教育活動に生かすことを目的として、全国の小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象とした悉皆調査として実施されたものです。なお、国の調査実施要領に謳われているとおり、本調査で測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることも踏まえて、藤沢市立学校の調査結果を報告するものです。

2 実施状況 (1) 調査実施日 平成 26 年 4 月 22 日 (火)

(2) 実施項目 ア 児童生徒に対する調査と、イ 学校に対する質問紙調査です。(ア)については教科に関する調査として、国語と算数・数学が行われ、それぞれ主に「知識」に関する A 問題と、主に「活用」に関する B 問題が出題されています。(イ)については、調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査が行われています。

イは、学校における指導方法に関する取り組みや学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査となっています。

(3) 実施校数、(4) 実施人数は、記載のとおりです。

3 市全体の平均正答率一覧表 (1) は、藤沢市立小学校平均正答率です。本市の小学校の平均正答率は、全ての教科において神奈川県、全国の公立小学校の平均正答率をやや下回っています。(2) は、藤沢市立中学校の平均正答率です。本市の中学校の平均正答率は、全ての教科において神奈川県、全国の公立中学校の平均正答率をやや上回っています。なお、文部科学省の所轄機関で、本調査の研究・分析を行っている国立教育政策研究所の報告書によりますと、平均正答率のプラス・マイナス 5 % の範囲内については、同程度であると標記されています。また、県教育委員会の調査結果によりますと、統計学の見地からプラス・マイナス 5 % 以上の差

は優位さが認められるようになっていきます。今回の調査において小学校国語 B は、全国の平均正答率を 5.3 ポイント下回る結果となっており、本市教育委員会としては課題であるにとらえています。

4 教科に関する調査結果の特徴と授業改善のポイント (1) 小学校、(2) 中学校それぞれについて A 問題、B 問題の結果の特徴と授業改善のポイントについて記載しています。はじめに (1) 小学校についてです。A 問題 (知識に関する問題) の特徴については、国語、算数とも一部の基礎的、基本的事項の定着について課題が見られました。授業改善のポイントとしては、問題を解決する際、結果を振り返ることと、日常生活の中で課題を繰り返し行う学習の場を取り入れること等が必要です。

B 問題 (活用に関する問題) におきましては、国語では書くこと、算数では理由について記述することについて課題が見られました。また、記述問題において、無回答率が全国、県の割合に比べて高いという結果が出ております。授業改善のポイントといたしましては、的確にまとめて表現させたり、考える場面を設定するような学習や絵図などを活用する学習を取り入れることが必要です。

(2) 中学校についてです。A 問題 (知識に関する問題) の国語、数学では、一部の基礎的、基本的な事項の定着については課題がありました。また、関数など一部の問題で無回答率が高いという結果が見られました。授業改善のポイントといたしましては、小学校と同様、日常生活の中で課題を繰り返し行う学習の場を取り入れることが必要です。B 問題 (活用に関する問題) についてです。国語では書くことに、数学では証明問題を解くことに課題が見られました。授業改善のポイントといたしましては、的確にまとめて表現させたり、考える場面を設定できるような学習を取り入れることや、これまでの学習を活用し、物事を多面的多角的に考える場면을学習活動の中で取り入れることが必要です。

5 児童生徒質問紙調査に関する調査結果の特徴と改善のポイントです。この調査結果は、児童生徒質問紙にある質問項目のうち、先ほど述べました本市児童生徒の学力と関連のある質問項目を取り上げ、分析したものです。(1) 特徴について アの「学習に関する関心・意欲・態度」では、多くの児童生徒が国語及び算数、数学の勉強は大切であると答えています。イの「学習状況」では、6割を超える児童生徒が感想文や説明文を書くことは難しいと感じています。ウの「学習時間」では、児童が平日に学校以外で勉強する時間にばらつきが見られますが、生徒になると2時間以上学習する割合が増加しています。なお、家で予習復習をする児童生徒は4割以下となっています。エの「学校生活等」では、多くの児童生徒が

学校に行くことは楽しいと感じています。オの「基本的生活習慣」では、朝食の摂取状況、起床時刻ともに概ね良好な結果となっています。また、1日あたり2時間以上、携帯電話やスマートフォンの通話やメール、インターネットを行っている生徒が相当数いることがわかります。カの「その他」では、半数を超える児童生徒が地域や社会で起こっている出来事に関心を持っています。

(2) 改善のポイントです。朝食、睡眠等の基本的生活習慣については良好です。しかし、テレビや携帯電話の利用時間が長く、課題がみられることと情報機器の使い方にも課題が生じています。これらの課題の解決に向け、家庭での時間の使い方の改善と、保護者に対する情報モラル教育が必要です。学習については、国語、算数・数学は大切である、将来役に立つと答えている児童生徒が80%ほどいるのに対し、国語、算数・数学が好きであると答えた児童生徒の割合は50%ほどでした。勉強が好きであるということは、勉強に対する意欲にもつながることから、身近な素材や題材を活用することで、児童生徒が積極的に学習に取り組めるような授業づくりを学校で行っていくことが大切です。

6 考察と今後の教育活動に向けて (1) 学校教育全般について ア 今回、調査の行われた教科においては、基礎的基本的な事項の定着に不十分さが見られました。定着のためには授業の中に反復練習を取り入れ、繰り返し学習することが必要です。また、家で計画を立てて勉強をすると答えている児童生徒の割合が低いこと、家で学校の宿題や予習復習をしている児童生徒の割合が低いことから、家で計画を立て勉強し、反復練習を取り入れるよう指導することが必要です。

イ 小学校国語Bにおいては、全国平均正答率よりも5.3ポイント低い結果となりました。自分の考えを他の人に説明したり、文章に書いたりすることを難しいと感じている児童生徒が多くいることから、言葉による表現力が不十分であると考えます。児童がより積極的に発言する機会が持てるよう授業づくりを工夫していくことが必要です。

ウ 記述式解答を求める一部の問題で、無回答率が高い状況につきましては、感想文や説明文を書くことは難しいと答えている児童生徒の割合が高いことから、書くことも全般についても課題が見られます。今後、国語科を中心に、機会を捉えて自分の言葉で表現していく学習を設定していくことが大切です。

(2) 学校家庭地域の連携について ア 家庭での学習時間に比べ情報機器を利用している時間が長い傾向にあることから、家庭での時間の使い方については保護者の協力を得ていくことが必要です。また、携帯電話やス

スマートフォンなどの使い方や情報モラル等について課題があることから、情報モラルについては児童生徒だけでなく保護者への啓発活動を行うことが重要です。

イ 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を持つことは、学習面においても社会性を育む意味でも大切です。学校の教育活動を実施するにあたり、学校の教職員だけでなく、家庭や地域とのつながりを深める機会を設定し、子どもたちが共に育つ場をつくりだす教育活動を推進することが必要です。

ウ 規則正しい生活や物事をやり遂げる達成感を持つことが学習効果を上げることに関係すると言われていたことから、基本的な生活習慣の定着や自尊意識や道徳性についても重要視し、優れた面はさらに伸ばしていく必要があります。また、生活面での支援を必要とする児童生徒については、家庭と連携して生活習慣の改善を図ることが必要です。

#### 7 今後の取り組みについて

(1) 教育委員会における今後の取り組み ア 今年度の全国学力・学習状況調査の藤沢市の調査結果等について、校長会等で各学校に情報提供するとともに、市教育委員会のホームページで公開してまいります。

イ 今年度の調査結果を参考に、学校や教員に対して指導主事の学校訪問や経験者研修を通して、教育課程や指導方法の工夫と改善を行って行くことを支援してまいります。

#### (2) 学校における今後の取り組み

ア 各学校の調査結果の分析・検証結果を踏まえ、指導計画等に反映させ、課題に応じた学習指導を適切に行うなど、授業改善に役立てます。

イ 家庭と連携しながら学習習慣の確立や生活習慣の改善に向けた取り組みへとつなげてまいります。

井上委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員

国語 B の平均正答率が全国よりも 5.3%低い結果となったということで、今後、「児童がより積極的に発言する機会がもてるような授業づくりを工夫していくことが必要です。」と書かれています。いろいろな学校を1年間回ってみて「言語活動」という話が結構出ていて、言語活動とはこのことなのかなと思いつつ、今、話を聞いておりました。その言語活動に対する取り組みについて、このような結果が出ていることについて、ご意見をいただければと思います。

窪島教育指導課指導主事

言語活動については、思考力、判断力、表現力を鍛えていくことが第1と言われているわけですが、今回、国語 B の結果について

ては、確かに子どもたちの表現力の部分、特に書くことについて非常に弱さといいますか、これから取り組みがさらに必要になってくるというところが見られたとっております。教育委員会といたしましても、今回の結果については、校長会等でこれまでも発信はしておりますけれども、今後についても発信を続けていきたいと考えております。

関野委員 足りないところが明確になっているのかなと思いますので、ぜひ新しい取り組みをしていっていただきたいと思います。子どもたちも毎年、毎年学年が上がっていきますので、待たなしの状況だろうと思っておりますので、早急に取り組んでいただきたいと思います。

阪井委員 具体的に報告結果をまとめていただいたことに感謝いたします。最後のところの報告に、各学校の調査結果の分析で、課題に応じた学習指導を適切に行う授業改善とありますけれども、これは藤沢市の平均が出ていると思いますが、小学校 35 校、中学校 19 校とそれぞれの学校によっての特性も出ているということです。その学校の中にそれぞれある課題について、1 校ずつきめ細かくやっていくというふうに認識してよろしいですか。

窪島教育指導課指導主事 市内の小学校 35 校、中学校 19 校それぞれの調査結果につきましては、それぞれの学校に文部科学省から送られております。それぞれの学校の校長先生や先生方が分析して、それぞれの学校に必要なものが何かというものを探しながらやっているところですので、教育委員会といたしましても、それを支援してまいりたいと考えております。

阪井委員 そのように聞いて安心しました。同じ藤沢市に住んでいる子どもたちが均質な教育を受け、そして学力がつくことが大前提ですので、大変な作業かと思いますが、よろしく願いいたします。

井上委員長 国語 B の無回答率とか算数 A の無回答率が多いというあたりが結構足を引っ張っているのかなと思いますので、そのあたりは今後に向けて努力をしていっていただき、そこが平均に近づけるところかなと思いますので、よろしく願いいたします。

その他ありますか。

阪井委員 生活の方についてですけれども、基本的な生活習慣、自尊意識というのが、中学校になって「自分にはよいところがあると感じている」の質問項目では 68.1%と少ないのかなと思いました。基本的な習慣、自尊意識、時間の使い方等の調査結果のパーセンテージを上げていくために、具体的にはどのようなことをしていくのか、お聞かせください。

窪島教育指導課指導主事 今回の調査結果につきましては、すべてパーセンテージを上げることだけがよい結果につながるというものではございませんけれども、質問紙調査の結果についても学力の方と同じように、それぞれの学校

に結果が行っているということもありまして、それぞれの学校の校長をはじめとする先生方が、学校ごとの取り組みはもちろん行っております。また、教育委員会といたしましても、今回の結果について授業改善あるいは教科に関する調査結果とあわせて指導、支援をしまいたいと考えておりますので、校長会等であわせて発信をしまいたいと考えておる次第でございます。

阪井委員 一生懸命学校で授業を改善していても、家に帰って学習習慣がついていなかったり、テレビやスマートフォンを長く使っていたりして、学習時間が減っているのであればいけないので、両方をバランスよくしていけばいいのかなと思います。

井上委員長 他にありませんか。  
ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、(3) 藤沢市教育振興基本計画の改定素案について、事務局の説明を求めます。

杉山教育部参事 それでは、藤沢市教育振興基本計画の改定素案について、ご説明いたします。(資料参照)

まず、1の「改定のポイント」ですが、(1) から (3) まで大きく3つございます。1つ目は、国の「第2期教育振興基本計画」の反映。2つ目は、本市の「藤沢市市政運営の総合指針 2016」の反映。3つ目は、現行計画の基本理念・3つの目標・7つの基本方針等の見直しについてです。

次に、2の「策定委員会からの答申」についてですが、策定委員会からは(1) から (4) に記載のとおり、例えば防災教育や子どもの社会参加、また、歴史・文化・伝統や、郷土文化の保全・活用などをキーワードとした答申をいただきました。その答申をもとに、庁内関係課における検討を踏まえ、今回の改定素案を策定したものです。

次に、3の「改定素案について」ですが、素案の構成については、第I章の「計画の策定について」から、第IV章の「基本方針毎の施策の柱」まで、大きく4つの章立てとしております。詳細については、後ほど別紙資料の改定素案をご覧ください、ここでは概略だけご説明いたします。

第I章「計画の策定」につきましては、今回の計画改定に当たっての基本的な考え方、計画の位置づけ、対象期間等の記載となっております。

第II章「藤沢市の教育の現状と課題」は、人口動態、国際化、情報化、産業形態、生活の変化などのさまざまな観点を記載しております。さらに現行の計画をつくったときの課題の整理を行いまして、この4年間の取り組み状況と社会情勢の変化を踏まえた結果、計画改定に向けた方向性とし

ては現行計画策定時における課題の解決に、より一層努めるとともに、社会情勢の変化の中で新たに生まれた課題への対応に取り組む等整理をしております。これらを総合的に判断して、現行計画の基本理念と3つの目標については変えることをせず、新たな課題に対応するために基本方針と施策の柱を一部見直した結果、新たに基本方針の8として、命を守る教育の推進等を設定いたしました。

第Ⅲ章の「第2期藤沢市教育振興基本計画 基本構想」につきましては、計画改定の方向性をもとに体系や基本理念、3つの目標、8つの基本方針等を記載しております。

第Ⅳ章「基本方針毎の施策の柱」については、今回の見直しをもとにした26の施策の柱を位置付けております。今後につきましては、この施策の柱ごとに、平成27年度からの5年間に重点的に取り組む事業を整理してまいりたいと考えております。

次に、4の「パブリックコメントの状況」についてです。10月2日から10月31日までの30日間に募集をし、結果として62件の貴重なご意見をいただいたところです。現在、それぞれのご意見について内容の整理、確認をしておりますが、今後につきましては、教育委員会のパブリックコメント手続規程に則りながら、改定素案への反映について検討してまいりたいと考えております。

最後に、5の「今後のスケジュール」についてです。平成27年1月の教育委員会定例会における承認を経まして、平成27年2月市議会定例会において最終報告をしております。その後、平成27年3月には「藤沢市教育振興基本計画」を改定し、平成27年4月からのスタートを予定しているところです。

井上委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

関野委員 前回、この件が出たときに、ぜひ1人でも多くの市民、保護者に周知する方法をお考えくださいというお願いをしたと思っておりますけれども、その後の進捗状況を教えてください。

杉山教育部参事 パブリックコメントのご意見をいただくに当たりまして、教育委員の皆様方からも幅広くご意見をいただきました。今回、パブリックコメントの資料については、例えば市内のすべての公民館へ資料を置かしていただく、あるいは各PTAへの資料の提供、市内小中学校・特別支援学校55校すべてにパブリックコメントのご案内を置かしていただいたところです。特に、各学校においては玄関口のところに、「現在こういった計画のパブリックコメントを募集している」というご案内や、記載用紙等も置か

していただくなど、ご協力をいただいております。いろいろな意味でご意見をいただくには、わかりやすいようなチラシも必要と考えまして、今回、3,000部ほどお配りをさせていただきました。結果として、先ほどのようなご意見をいただいたところです。

関野委員 その計画がスタートした後も継続的に周知の徹底をお願いしたいと思います。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、(4)教育委員会制度の改正について、事務局の説明を求めます。

小林教育部参事 教育委員会制度の改正についてご説明申し上げます。(資料参照)

1の制度改正の趣旨は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。これまでの教育委員会制度の課題として、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域住民の民意が十分に反映されていない、地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるなどの指摘がされておりました。

今回の改正は、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地域の民意を代表する首長との連携の強化、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることなどを明確化する等を目的として、教育委員会制度の抜本的な改正が行われるものです。

2の主な改正点は、大きく4点ありまして、(1)教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置についてです。新教育長は首長が議会の同意を得て任命し、任期は3年となります。現に在職する教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職も可能となっております。

(2)教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化についてで、これについては教育委員会への会議は新教育長が招集することとなります。

(3)すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置することについてです。総合教育会議は首長が設置し、招集します。構成員は首長と教育委員会となります。総合教育会議における協議・調整事項は、教育行政の大綱の策定や教育の諸条件の整備など、重点的に講ずべき施策などについてとなっております。

(4)教育に関する「大綱」を首長が策定することについてです。大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針として、総合教育会議において首長

と教育委員会が協議・調整の上、首長が策定する。

以上、4点が主な改正点となりますが、今回の改正に当たりましては、政治的中立性、継続性・安定性を確保するために、教育委員会は引き続き執行機関として位置づけられるものです。また、総合教育会議におきましては、首長と協議・調整を行います。最終的な執行権限は教育委員会に留保されるものです。

3 改正による主な効果としては、首長が直接教育長を任命することで、教育行政の第一義的な責任者は教育長であることが明確となり、首長と教育委員会が教育施策の方向性を共有して、一致して執行に当たることが可能となるものです。これらが改正による主な効果となっております。

4 今後のスケジュールです。平成27年2月市議会定例会及び同年3月の教育委員会定例会に、関係する条例改正並びに規則改正等の議案を上程し、ご承認を得たならば、平成27年4月から関係する条例規則等の施行となります。また、平成27年4月には総合教育会議を設置し、平成27年中に大綱の策定を行う予定となっております。

井上委員長

事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長

次に、(5) 藤沢市立学校教員の懲戒処分について、事務局の説明を求めます。

村上教育部参事

藤沢市立学校教員の懲戒処分について、ご報告いたします。(資料参照)

1 藤沢市立中学校教員の懲戒処分については、(1) 職員 藤沢市立中学校教諭(23歳 男性)

(2) 事案の概要 当該教諭は、平成26年2月22日(土)午後7時頃から2月23日(日)午前0時頃までの間、鎌倉市内の2軒の飲食店等で飲食し、その際、生ビールを中ジョッキで9杯、ワインをグラスで7杯飲んだ。2月23日(日)午前1時50分ごろ、JR東日本大船駅西口通路において、すれ違った女性1名に声をかけ、立ち去ろうとして背中をむけた当該女性の左腕を左手でつかんで振り向かせ、両手で当該女性の両頬を押さえて、口に1回キスをした。

(3) 発覚の経緯 平成26年6月16日(月)当該教諭は、強制わいせつの容疑で大船警察署の警察官に逮捕された。同日、教頭は大船警察署からの電話で当該教諭逮捕の事実を確認し、発覚。

(4) 事故後の状況 平成26年6月16日(月)教頭は、市教育委員会に事故を報告。同日、市教育委員会は、県教育委員会に事故の第1報を入

れた。市教育委員会及び県教育委員会は、記者発表を同日に行う。7月4日（金）当該教諭が釈放され、同日以降、当該教諭は自宅で待機。7月10日（木）市教育委員会は、当該教諭から事情聴取。7月22日（火）市教育委員会は、県教育委員会に事故報告書を提出。同日、県教育委員会は、当該教諭から事情聴取。

#### 5 処分の程度、理由 本人「停職6月」

人格形成上、極めて重要な時期にある生徒を指導する立場にある教員が、深夜、駅構内で、すれ違った女性に対し、無理矢理、口にキスをしたことは、教育公務員としての職の信用を著しく失墜させるものである。根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号。

×××

#### 2 藤沢市立小学校教員の懲戒処分について

##### (1) 職員 藤沢市立小学校教諭（28歳 男性）

(2) 事案の概要 当該教諭は、平成26年7月27日（日）午後9時45分ごろから午後11時40分頃までの間、藤沢市内のカラオケ屋及び飲食店でハイボールをジョッキで2杯及び白ワインを飲み、平成26年7月28日（月）午前0時6分頃、飲食店から自宅までの帰路、自宅から約30メートルのところにある道路が一方通行路と知りながら、原動機付自転車で7～8メートル逆走し、同日午前0時7分頃、藤沢市内の道路で警察の職務質問を受けた際、呼気1リットル中に0.15ミリグラム以上のアルコールが検出され、酒気帯び運転及び通行禁止違反と認定された。

(3) 発覚の経緯・事故後の状況 平成26年7月28日（月）午前0時55分頃、当該教諭は、警察より告知票を交付された。同日、午前8時30分頃、当該教諭は教頭に事故を報告し発覚。同日、午後0時20分頃、校長は市教育委員会に事故を報告。7月29日（火）市教育委員会は、当該教諭から事情聴取。8月25日（月）市教育委員会は、県教育委員会に事故報告書を提出。9月18日（木）県教育委員会は、当該教諭から事情聴取。10月15日（水）横浜簡易裁判所で当該教諭に対し罰金20万円の略式命令が出された。

##### (4) 処分の程度、理由 本人「停職6月」

生徒に対して交通安全教育を行い、交通法規を遵守するよう指導する立場にある教員が、酒気を帯びた状態で原動機付自転車を運転し、一方通行路を逆走したことは、教育公務員としてあってはならない行為であり、その職の信用を著しく失墜させるものである。根拠法規 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号。

吉田教育部長 先ほどもご意見をいただいた案件でございますが、このたびの2件、そ

して昨日報道されました逮捕事案1件につきましては、藤沢市の教育の信頼を大きく失い、子どもたちの教員に対する、慕っている子どもたちの心を大きく裏切ったことにつきまして、心からお詫びを申し上げる次第でございます。大変申し訳ありませんでした。

この事案3件とも、年齢が28歳、23歳という若い教員でありました。また、3件に関わりまして飲酒が関係している、そして事故発生時刻が深夜0時を回っているといったことでございます。こういったことを踏まえますと、若手の教員の社会人としてのモラルであるとか、生活部分を直すといった、これは本当に恥ずかしいことですが、こういったことを指導せざるを得ないといった状況であると強く認識している次第でございます。こういったことを踏まえ、昨日も臨時校長会を行い、学校長に対して、再度指導する、それから通り一遍の口頭の話ではなく、具体的にさまざまな形で日々の生活を振り返らせ、また、事故の防止につながるような、自分たちの認識を深めるといったようなことをさせなければならないということで、各学校で取り組むことを依頼している次第でございます。こういった案件が今後発生しませんように、教育委員会事務局といたしまして、各学校を指導してまいりますので、よろしくお願いいたします。

阪井委員 教員の処分、逮捕ということがありましたけれども、この学校における先生が停職中の間の手当はどのようにしていかれるのか、具体的なところをお知らせいただければと思います。

村上教育部参事 基本的に停職になった場合、その先生の代わりというような教員の補充はございません。退職をされた場合にはその先生の代りに欠員臨任という形で代わりの先生が入りますが、停職のままの場合については、各学校で協力して、みんなで授業を分担するなり、専科の先生が担任に入るなりして取り組んでおります。

阪井委員 小学校の先生は一人で全教科を教える中で、担任をしている先生が不祥事を起こして抜けてしまうということは、子どもにとっては非常に大きな逸失利益であるというところを肝に銘じて、子どもたちの教育や生活指導について抜かりのないようにお願いします。

井上委員長 他にありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、(6)藤沢市スポーツ振興基本計画の見直しについて、生涯学習部の説明を求めます。

小野生涯学習部参事 藤沢市スポーツ振興基本計画の見直しについて、ご説明いたします。(資料参照)

はじめに、見直しの概要については、平成 23 年 8 月、「スポーツ振興法」が全部改正され、新たに「スポーツ基本法」が施行されました。このため地方公共団体は、同法の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有すること、及び、地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることが求められました。

また、本市においては、本年 3 月に「文化・スポーツを盛んにする」ことを基本目標の 1 つに掲げる「藤沢市市政運営の総合指針 2016」を策定したことや、「藤沢市教育振興基本計画」の改定に加え、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催の決定など、この間のスポーツを取り巻く環境や社会情勢の変化に対応するため、藤沢市スポーツ振興基本計画「ふじさわスポーツ元気プラン 2020」の全体を見直し、全面的な改定に向け、現在、進めているものです。

1 これまでの経過について 平成 26 年 3 月、スポーツ推進審議会の専門部会として、藤沢市スポーツ振興基本計画の見直しに向けて、藤沢市立中学校長会、藤沢市スポーツ推進委員協議会、藤沢市体育協会、障がい者スポーツ関係団体選出委員及び市民公募委員による「見直し部会」を設置し、見直し案の検討を進めることといたしました。その後、平成 26 年 4 月から 11 月にかけて、見直し部会を 5 回開催し、計画の見直しについて考え方を整理いたしました。この見直し部会による整理を基にスポーツ推進審議会において見直し（案）をまとめ、11 月 13 日にスポーツ推進審議会から提言として提出されました。これに基づき、基本計画となる「藤沢市スポーツ推進計画」の素案をまとめたものです。

2 藤沢市スポーツ振興基本計画の見直しのポイントは、次の各項目に記載の内容をポイントに見直しを行いました。1 点目は、「スポーツ基本法」の趣旨を踏まえて策定された国の計画を見直し案に反映しました。2 点目は、「藤沢市市政運営の総合指針 2016」の趣旨を見直し案に反映し、藤沢市を取り巻く現状等を見直し案に盛り込みました。3 点目は、「藤沢市教育振興基本計画」の改定素案の趣旨に従い、健康で豊かなスポーツライフの環境整備の視点から見直しを行い、反映いたしました。4 点目は、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催は、市民がスポーツに関心を持つ絶好の機会であることから、オリンピックを契機とするスポーツ推進施策を見直し案に盛り込み、また、パラリンピックの開催を障がい者スポーツを意識した取り組みを行う絶好の機会と捉え、障がい者スポーツの推進施策について整理を図り、見直し案に盛り込みました。5 点目は、スポーツを取り巻く環境及び社会情勢の変化への対応策として、少子・超

高齢社会に対応した生涯スポーツの推進、スポーツを通じた健康づくりへの取り組みを一層推進するための施策について、見直し案に盛り込んだものです。

3 藤沢市スポーツ振興基本計画の主な変更点は、(1) 計画名称の変更については、「スポーツ基本法」に基づき「藤沢市スポーツ推進計画」と改め、サブタイトルを「みらいふじさわスポーツ元気プラン」といたしました。(2) 章立ての変更については、3章立てで構成してありました計画を2章立てに変更し、新たに章立ての前に「序章」を設けました。(3) 見直しのポイントに基づく基本計画への反映については、先ほどご説明した見直しのポイントに基づき現計画の策定時から、この間の社会状況の変化等を新たな計画に反映させたものです。

それでは、別冊資料2「藤沢市スポーツ推進計画素案」について、全体の構成と見直しの主な内容について、ご説明いたします。

1 ページの「元気宣言」は、現行計画にも記載しているもので、本市のスポーツ推進の精神を宣言しているものです。

2 ページの「目次」は、序章、第1章「生涯スポーツ活動の推進」、第2章「スポーツ施設の整備・充実」の3つで全体が構成されております。「序章」については、1. 策定の趣旨、2. 計画の位置づけ、3. 計画の期間、4. スポーツの価値・意義・重要性、5. スポーツのとらえ方、6. 藤沢市を取り巻く状況を記載し、現行計画と同様、本市のスポーツ全般にわたる計画として、期間は現計画の残る期間として改定後の平成27年度から平成32年度までの6年間といたします。

次に、第1章「生涯スポーツ活動の推進」は、さまざまな課題を踏まえ、現行の事業を十分に見直しながら、次代を担う青少年をはじめとする市民の皆さんが、「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」スポーツ活動に親しむことができ、生涯にわたって心身共に健康で豊かなスポーツライフを楽しめるよう、生涯スポーツ活動の推進に取り組むことについて、1. スポーツを楽しむまちづくり、2. みんなの健康づくり、3. スポーツ関係団体等の育成と活動の充実、4. 競技スポーツの推進、の4本を柱として構成しております。

第2章「スポーツ施設の整備・充実」は、スポーツ施設の整備・充実は、市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しみ、健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となるもので、スポーツを楽しめる環境づくりを目指すうえで、極めて重要な施策であることから、1. 公共スポーツ施設・設備の整備充実と利用の促進、2. 学校体育施設開放の充実、3. 民間スポーツ施設の連携・活用、4. 自然を生かした多様なスポーツ・レク



広場を整備することとしております。今年度については、当該用地の現況測量及び基本設計を進めており、その整備計画の概要がまとまりましたので、ご報告するものです。

1 整備計画の概要は、(1)敷地の概要として、所在地は藤沢市天神町二丁目6番1ほか、敷地面積は約1万7,000平方メートルです。敷地の西側(概要図では上部)に消防防災訓練センターが隣接し、東側は道路になっております。また、敷地の東側については3メートル程度の高低差があります。用途地域は、敷地西側が市街化調整区域、東側が第一種低層住居専用地域の市街化区域となっております。

(2)整備の概要は、少年軟式野球場兼ソフトボール場は、軟式野球場の学童規格に基づき整備し、外周はフェンスを設置して管理する予定です。また、その他の施設として、多目的広場(50m×50m)、駐車場は30台程度、他にトイレ、更衣室、倉庫などを設置いたします。敷地の外周の擁壁や階段などにつきましては、基本的に現況のまま活用し、消防防災訓練センターへの立ち入りを制限するためのフェンス・門扉を訓練センター側に設置します。図面では左上です。

次に、2 地元説明会の経過について、(1)元県立藤沢北高等学校敷地の有効活用の検討を進めていることについての説明を、昨年2月に地元天神町自治会及び六会地区全体集会で行い、その後、元県立藤沢北高等学校敷地の有効活用の具体案についての説明を、昨年9月から11月にかけて、天神町自治会、六会地区郷土づくり推進会議、六会地区全体集会で説明いたしました。その際には、駐車場の設置や、地元の意見を聞いてほしいとのご意見をいただいております。こうしたことを踏まえ、本年10月26日に(仮称)天神スポーツ広場の整備概要についての説明を天神町自治会で行いまして、11月30日には同様に六会地区全体集会で説明をさせていただくことになっております。10月26日の天神町自治会での主な意見といたしましては、駐輪場を設置してほしい、多目的広場の利用はいろいろな種目にも利用できるようにして、地元優先枠を設けてほしいなどがありました。いただいたご意見につきましては、今後の実施設計に反映するよう努めてまいります。また、今後も六会市民センターを通じて、地元のご意見を伺いながら、整備を進めてまいります。

3 (仮称)天神スポーツ広場の管理運営の基本的な考え方ですが、少年野球場・ソフトボール場・多目的広場ともにスポーツ予約システムにより管理運営を行ってまいります。また、多目的広場につきましては、地元からのご要望を踏まえ、地元優先使用を含めた運用を今後検討してまいります。

4 今後のスケジュール（予定）は、本年 12 月にはスポーツ広場全体の基本設計が完了いたしますので、平成 27 年 1 月から実施設計を行い、建築基準法や開発行為の手続を経て、11 月には少年軟式野球場兼ソフトボール場の整備工事に着工し、平成 28 年 9 月には供用開始をしたいと考えております。また、多目的広場につきましては、六会市民センターの仮設庁舎の解体後に整備を行いますことから、平成 28 年 9 月から工事を始め、平成 29 年 3 月からの供用開始を目途に整備を進めてまいります。

5 少年野球場の整備については、スポーツ施設の屋外施設につきましては、特に喫緊の課題である少年野球場の不足に速やかに対応するため、（仮称）天神スポーツ広場の実施設計について、12 月市議会定例会に補正予算を上程し、平成 26 年、27 年度の継続事業として進めてまいりたいと考えております。また、葛原スポーツ広場の少年野球場の 2 面化整備については、今年度は基本設計を進めておりますが、今後は地元調整を行い、了解を得た後に整備予定地のうち残った部分の現況測量を行い、その後に実施設計を行う予定です。

最後に、概要図の右下部分に記載してあります放課後児童クラブについては、平成 27 年度から子ども・子育て支援制度の施行に伴い、新たに定めた条例の基準を満たす必要があることから、天神小学校区への新設を検討しているものです。

井上委員長 生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、了承することといたします。

×××

井上委員長 次に、（8）藤沢市民オペラの今後の方向性について、生涯学習部の説明を求めます。

川俣生涯学習部参事 藤沢市民オペラの今後の方向性について、ご説明いたします。（資料参照）

藤沢市民オペラは、全国の市民オペラの先駆的な役割を果たしてきたことなどから、数々の賞を受賞するなど、本市の文化芸術振興の中心的な役割を担ってまいりました。しかし、近年ではさまざまな課題も出てきているため、「藤沢市文化芸術検討委員会」において検討をいただき、「提言」として市に提出いただきました。この提言をもとに、藤沢市民オペラの今後の方向性について、市としての考え方を整理しましたので、報告するものです。

1 藤沢市民オペラに関する検討経過について （1）藤沢市民オペラの現状については、昭和 48 年に全国で初めてとなるコンセプトで始まっ

た藤沢市民オペラは、40年間に22回の公演を重ねてきました。その歴史はたいへん輝かしいものであり、全国的にその名を知られております。しかし、現在では一時ほどの熱気は冷めつつあるとの指摘もされております。

(2) 藤沢市文化芸術検討委員会からの提言 こうした状況を受け、オペラ関係者を中心とする有識者等で構成する「藤沢市文化芸術検討委員会」を開催し、これまでの成果や課題を検証するとともに、今後の方向性についてご検討いただき、本年7月10日に本市に対して提言をいただいたものです。

(3) 藤沢市民オペラの課題と課題解決のための方策 提言書では、藤沢市民オペラが抱えている課題として、①5年間に2回開催という市民にわかりにくいサイクルとなっている。②運営や内容に新鮮味がなく、マンネリ化が進んでいること。③オペラ歌手を目指す新進声楽家にとって、藤沢オペラコンクールの魅力が薄れてきていること。④市民オペラの開催経費が過大となっていること。⑤公演内容等の決定過程が不透明であること、などが挙げられております。

検討委員会では、まず、藤沢市民オペラをこのまま継続するかどうかについて議論が交わされ、市民オペラは極めて貴重な財産であり、今後も継続すべきであるとの結論となりました。その上で、市民オペラの抱える課題を解決するための方策として、①市民オペラの開催間隔を3年に一度というわかりやすいサイクルとすること。②マンネリ化を払拭するための工夫として、芸術監督の任期を原則3年間とし、常に新しい風を入れること。③藤沢オペラコンクールを廃止し、市民オペラのオーディションに改編すること。④市財政への負担を軽減する努力を行うこと。⑤公演内容等の決定過程を市民に説明できるよう、透明性を高めることなどを提言しています。

2 藤沢市民オペラの今後の方向性について 検討委員会による提言を踏まえ、市として次の考え方を基本に藤沢市民オペラの見直しを進めます。(1) 開催間隔及び事業内容の見直しでは、現在、5年に2回の市民オペラ公演の開催間隔を見直し、わかりやすく3年ごとの開催とします。最初の年はプロの公演を招致し、2年目には「演奏会形式」のオペラ公演を開催し、3年目に「演奏会形式」のオペラと同じ演目、あるいは関連性のある演目を市民オペラとして上演することとします。これによってオペラに関する事業が3年間継続することとなり、市民にわかりやすくなります。また、幅広い事業展開によって市民のオペラへの関心や興味が深まることが期待できます。併せて、アマチュアの出演者である藤沢市民交響楽団や合唱団にとっても、同じ演目あるいは関連性のある演目とすることで、

負担を軽減するとともに、演奏の質的向上に結びつくものと考えます。なお、アマチュアの出演者については、これまでの選抜方式を基本としながら、若手を中心に幅広い層からの参加を呼びかけてまいります。また、同様に5年に2回行っております藤沢オペラコンクールを廃止して、3年間のサイクルの中に、市民オペラの配役の一部を決定するためのオーディションとして位置づけることといたします。これにより、市民オペラの制作過程に新たなシステムが加わり、活性化につながるものと考えております。

(2) (仮称)「及び市民オペラ制作委員会」の設置について、市民オペラに係る公演内容の決定過程等についての透明性を高めるため、(仮称)「藤沢市民オペラ制作委員会」を設置し、委員の合議制によって市民オペラの運営を行うことといたします。委員構成については、市民オペラ関係者、市民代表、学識経験者等をもって組織します。また、市民オペラの実質的な責任者となる芸術監督は、(仮称)「藤沢市民オペラ制作委員会」において選出し、委員会にも参加していただきますが、任期を原則3年とし、長期化、マンネリ化を防止したいと考えております。

(3) 市の財政負担の軽減について オペラの制作には多額の費用がかかることは、本市の実績からも明らかですが、市財政の過度の負担は避ける必要があることから、今後6年間(平成27年度から平成32年度)の市民オペラに係る総事業費の目安を、過去5年間(平成21年度から25年度)に要した経費によることを基本とすることで、単年度あたりの事業費の抑制を図ります。また、その財源として、国や各種公益助成団体の助成金、並びに民間企業の協賛金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減につながるさまざまな工夫を講じ、市の財政負担を極力減らすよう努めてまいります。

3 今後のスケジュール(予定)について 平成26年12月に(仮称)「藤沢市民オペラ制作委員会」を設置し、平成27年11月にはプロのオペラ公演を開催し、平成28年11月には市民オペラと同一演目、あるいは関連性のある演目を「演奏会形式」で公演を行い、3年サイクルの最終年度となる平成29年11月には藤沢市民オペラを開催したいと考えております。

井上委員長

生涯学習部の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員長

5年に2回の開催をわかりやすく3年間隔にするということですが、最初の年は質の高い公演を鑑賞する機会があり、2年目には演出抜きの演奏会形式、3年目に市民オペラということになっておりますが、これは3年間隔だから2回目の市民オペラは6年目という理解をしてよろしいのかどうか。

川俣生涯学習部参事 3年のサイクルになりますので、最初にプロの公演、2年目に演奏会形式、3年目に市民オペラという形のサイクルになります。それがずっと3年サイクルで続いていくという形になります。

井上委員長 歴史ある市民オペラですので、ぜひ続けていただければと思います。他にありませんか。ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

井上委員長 以上で、本日予定いたしました、審議する案件はすべて終了いたしました。

ここで事務局から発言を求められていますので、許可いたします。

村上教育部参事 先ほどから何度か話題に上っております、藤沢市立小学校教諭の逮捕について、ご報告申し上げます。

概況ですが、藤沢市立富士見台小学校 吉野健夫教諭(28歳)は、2014年(平成26年)11月17日、神奈川県警大磯署に公務執行妨害の容疑で逮捕されました。容疑の内容は、神奈川県警大磯署によると、同教諭は2014年(平成26年)11月17日(月)午前1時05分ごろ、小田原市内で職務質問を受けた際、警察官の胸を殴打し、逮捕されました。事件の詳細については、まだ本人と面談しておりませんので不明です。

井上委員長 ただいまの発言について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、この報告を終了することといたします。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

井上委員長 それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。12月17日(水)午後6時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

井上委員長 それでは、次回の定例会は12月17日(水)午後6時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時55分 休憩